

島原市清掃車両広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島原市広告掲載要綱(以下「要綱」という。)第4条及び第14条の規定に基づき、要綱及び島原市広告掲載基準に定めるもののほか、市が所有する清掃車両(以下「車両」という。)に有料で広告掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(広告掲載の基準)

第3条 車両に広告掲載する広告(以下「車両広告」という。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 島原市広告掲載基準
- (2) 別に定める島原市清掃車両広告掲載基準

(広告掲載の位置等)

第4条 車両広告を掲載する位置、大きさ、広告枠数等は、車両の用途及び運行の安全を妨げない限度において、市長が定める。

(広告の募集)

第5条 車両広告の募集は、市の公式のホームページ又は市の広報その他の方法で行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長は、車両広告の募集に際し、これを希望するものに対し車両広告を募集する旨の案内をすることができる。

(広告掲載の申し込み)

第6条 車両広告の広告申込者は、様式第1号の申込書を市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の承諾)

第7条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、要綱第5条の規定により、広告掲載の承諾の可否を決定するものとする。

2 前項の場合において、第3条各号に掲げる基準に適合する広告申込者が広告枠を超えるときは、広告掲載の期間が長いものを優先するものとし、それでも広告枠を超えるときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、広告の可否を決定したときは、様式第2号又は様式第3号の通知書により広告

申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第8条 市長は、前条の規定により広告掲載の承諾を受けた広告申込者(以下「広告主」という。)と、様式第4号の契約書により締結するものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載に係る料金(以下「広告掲載料」という。)は、広告掲載する車両の車種及び運行管理状況並びに広告掲載の位置、大きさ及び方法を総合的に勘案し、市長が定める。

- 2 広告主は、市長が指定する日までに広告掲載料を納付しなければならない。
- 3 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。
- 4 前項の規定に関わらず、次に掲げる場合は、当該各号に定める額を返還するものとする。
この場合において、返還額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(1) 広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止したとき

既納の広告掲載料を当該広告掲載料に係る広告掲載期間の月数で除して得た額(次号において「月割り額」という。)に広告掲載を中止した日が属する月の翌月以後の月数を乗じて得た額

(2) 車両の運行業務上の事由その他市の責めに帰すべき事由により、車両の月間の運行日数が15日未満となったとき

月割り額を30で除して得た額に15から運行日数を控除した数を乗じて得た額

- 5 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載の期間)

第10条 広告掲載の期間は、1年を単位とする。ただし、平成18年度に限り月を単位とする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が広告申込者と協議の上、車両の運行管理状況を勘案して定める。

(車両への広告掲載等)

第11条 車両広告の広告掲載に係る経費は、広告主の負担とし、広告主は、市長の指定する規格に従って、車両広告を製作し、掲載し、及び撤去しなければならない。

- 2 広告主は、車両広告を掲載し、又は撤去しようとするときは、車両の用途及び運行状況に支障が生じないように市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って掲載し、又は撤去しなければならない。
- 3 車両広告の撤去に伴い、車両の車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、

広告主は経費を負担して原状回復しなければならない。

(車両広告の修復)

第12条 広告掲載した車両広告が、車両の運行に伴う事故等によりき損し、又は破損したときは、市長は経費を負担して修復するものとする。ただし、経年に起因する色あせ等の劣化は、除くものとする。

(広告掲載の取り止め)

第13条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り止めるときは、様式第5号の申出書を市長に提出しなければならない。

(広告掲載に係る契約の解除の通知)

第14条 市長は、要綱第9条の規定により広告掲載の契約を解除したときは、様式第6号の通知書により広告主に通知するものとする。

(免責)

第15条 広告掲載に関して、市が広告主に対し、債務不履行責任又は損害賠償責任を負った場合は、その賠償額は広告掲載料を上限とする。

(裁判管轄)

第16条 広告掲載に対する訴訟については、市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(補則)

第17条 の要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月25日から施行する。